

空き家再生等推進事業活用のススメ

空き家住宅又は空き建築物を改修・活用して、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図る



【岐阜県飛騨市】
木造三層の古民家を体験型宿泊施設として活用

【広島県庄原市】
三件続きの長屋住宅を交流・展示・観光施設として活用



空き家再生等推進事業の特徴

- 社会資本整備総合交付金の基幹事業として実施可能
- 1戸・1棟から事業可能
- 国費負担割合が1/2
- 地方公共団体が補助する場合は民間事業も補助対象
- 空き家等の取得費(用地費は除く)や所有者を特定するための経費も補助対象
- 「活用事業タイプ」の場合は空き家住宅だけでなく、空き建築物(廃校舎や空き庁舎等)も対象

不良住宅又は空き家住宅を除却して、防災性や防犯性を向上させる



【福井県越前町】
老朽化した空き家住宅を除却し、ポケットパークとして活用



<根拠規定>

小規模住宅地区等改良事業制度要綱

< 担当・問い合わせ先 >

- 北海道開発局事業振興部都市住宅課
- 各地方整備局建政部住宅整備課又は都市・住宅整備課
- 沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課
- 国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室宅地企画係

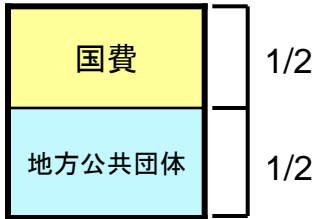
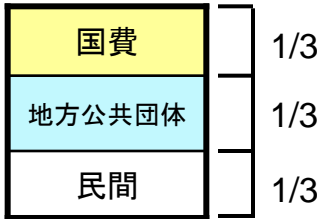
空き家再生等推進事業活用のススメ

活用事業タイプ

●対象地域

全国(平成25年度までの措置)

●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓空き家・空き建築物を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用 ✓空き家住宅等の取得費(用地費を除く) ✓移転や増改築等に要する費用 ✓空き家・空き建築物の所有者の特定に要する経費	
事業主体	地方公共団体	民間
負担割合		

■例えば、

空き家となっている古民家を宿泊施設や資料館等に改修して活用したり、
 廃校舎や空き庁舎などを交流施設等に改修して活用したりするなど、
 地域のニーズに応じて活用できます。

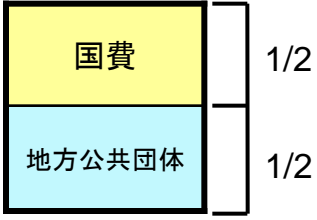
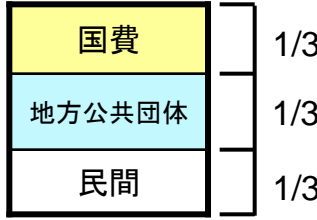
除却事業タイプ

●対象地域

過疎地域、旧産炭地域等及び過去5年間(H17国勢調査)において人口の減少が認められる市町村※¹(平成25年度までの措置)

※¹ 市町村合併以前の旧市町村の区域を含む

●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓不良住宅・空き家の除却等に要する費用※ ² ✓不良住宅・空き家の所有者の特定に要する経費	
事業主体	地方公共団体	民間(例)※ ³
負担割合		

※² 補助対象限度額あり

※³ 国費は、地方公共団体補助の1/2

■例えば、

密集市街地において、老朽化して危険な不良住宅や空き家を1戸から除却し、
 ポケットパークを整備したり、狭隘道路においてすれ違いスペースを確保したりすることができます。